相模原市消防局からのお知らせ

平成30年4月1日から相模原市内の

高圧ガス保安法に基づく申請・届出の窓口が

神奈川県県央地域県政総合センターから

相模原市消防局に変わります!

今まで神奈川県知事が行っていた高圧ガス保安法の事務が、指定都市の長に権限移譲されます。これに伴い、相模原市内の高圧ガスに関する届出等の窓口が、神奈川県県央地域県政総合センターから、**相模原市消防局**に変更となります。

県内では、相模原市のほか、横浜市、川崎市も同様に申請・届出の窓口となります。

試験事務や免状の交付事務等、一部、神奈川県が引き続き行う事務がありますので、 事前にご相談ください。

その他主な変更点

ご確認ください。)

相模原市では、申請に必要な**手数料**は、**納付書**での お支払いとなります。(窓口でご案内します。) (横浜市、川崎市につきましては、それぞれ窓口にて



相模原市、横浜市、川崎市域以外の地域につきましては、 これまでのとおり、神奈川県が窓口となります。

納付書でのお支払い方法

県 総 合セン 央 地 奈 域 Ш 県 政

窓口にて申請するには・・

申請手続き前に 証紙を購入します

申請手続き時に、 所定の場所に証紙 貼ります



窓口にて、 額等確認されます 証紙の 金

平成30年3月31日まで

平成30年4月1日から

※相模原市での手続きに限ります

窓口にて、

相模原市役所1階に、 指定金融機関があります)

指定金融機関又は収納代理 納付書に金銭を添え、 融機関の窓口で納付します



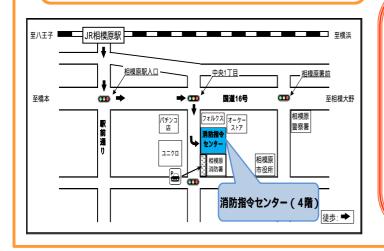
領収書を申請窓口にお持ち 納付が終わりましたら、 送信してください いただくかファッ クスで

相模原市消防局のご案内

を受け取ります

防

申請手続き後



相模原市消防局予防課

・住所 **T252-0239** 相模原市中央区中央2-2-15

消防指令センター4階

・電話:042-751-9136

• FAX:042-786-2472

・受付時間:月曜日~金曜日(祝日除く)

8:30 ~ 17:15